

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 横手市十文字町植田字植田34番地 高橋 良 一ほか3人

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営横手西部地区土地改良事業計画書（農業用排水施設）の写し

(2) 縦覧期間 令和3年3月29日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市役所平鹿地域振興局庁舎

2 横手市長 高橋 大

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営大森新堤地区土地改良事業計画書（農地防災事業）の写し

(2) 縦覧期間 令和3年3月29日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市役所平鹿地域振興局庁舎